

栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券取扱店募集要項

1. あかちゃんはじめのプレゼント（以下「プレゼント券」という。）券の概要

(1) 交付対象

栃木市内に住所を有する1歳未満の児童の保護者

(2) 交付額

20,000円（プレゼント券1,000円×20枚）

(3) 購入できるもの

- ・紙おむつ
- ・おしりふき
- ・その他育児用品

(4) 使用方法

- ・栃木市内に店舗を有する事業所でプレゼント券取扱店として登録を受けた店舗（以下「取扱店」という。）で使用可能。
- ・1,000円未満の差額は保護者が負担する。（差額の払い戻しはしない。）

(5) 有効期限

対象児童の満1歳の誕生日まで（プレゼント券の裏面に記載）

2. 取扱店の資格要件

取扱店として登録できる事業所は次のとおりとする。

- (1) 栃木市内に店舗を有すること。
- (2) 育児用品を購入できること。

3. 取扱店の責務等

次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 使用者が提示したプレゼント券について、裏面の有効期限内であることを確認すること。
- (2) プレゼント券の有効期限が切れている場合は、受け取りを拒否すること。
- (3) プレゼント券が偽造されたものと判断できる場合は、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに市に報告すること。
- (4) 取扱店として登録した内容に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとする時は、速やかに変更届または登録廃止届を市に提出すること。

4. プレゼント券代金の請求について

取扱店は、プレゼント券を受領した月の翌月10日までに、市指定の請求書にプレゼント券を添えて市に提出すること。

5. 登録申請方法

「栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券取扱店登録申請書」に必要事項を記入し提出すること。

6. その他

- (1) プレゼント券の保有中の紛失、盗難、破損その他の事故に対して、また、偽造、変造、模造に対して市は一切責任を追いません。
- (2) プレゼント券の取り扱いにあたっては、市が別に定める「栃木市あかちゃんはじめのプレゼント券支給事業実施要綱」を遵守すること。
- (3) 市は、必要と認める時は、取扱店に対し、プレゼント券の取扱状況等の調査の協力を依頼することがあります。また、本募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や登録の取り消し等を行う場合があります。
- (4) 本募集要項の内容に変更等が生じた場合には、関係者あてに速やかに連絡・周知します。

7. 申請先・問い合わせ先

〒328-8686 栃木市万町9番25号

栃木市役所 こども未来部 子育て総務課 子育て総務係（本庁舎2F）

電話 0282-21-2165

FAX 0282-21-2681

メール kodomo@city.tochigi.lg.jp